告示

埼玉県告示第九百五号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県知事　上　田　清　司

調査を行った者の名称	調査を行った成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
秩父市	平成二十七年度地籍図二十一枚 平成二十八年度地籍簿一冊	鶉平第三地区（大滝の一部）	平成二十九年八月四日